

防府競輪場選手宿舍業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「2 業務概要」で定める業務を委託する事業者（*共同事業体も可）をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

参加者は、この実施要領等の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

なお、この実施要領と併せて配付する別紙「防府競輪場選手宿舍業務委託仕様書」、「防府競輪場選手宿舍業務委託特記事項」その他の書類等を一体のものとし、これら全てを併せて、以下「実施要領」という。

*共同事業体……複数の事業者が協力し、共同で業務を受注、実施することを目的として形成する事業組織体のこと。共同事業体で参加の場合は様式第6号を提出のこと。

2 業務概要

(1) 業務名

防府競輪場選手宿舍業務

(2) 履行場所

① 名称

防府競輪場選手管理棟及び選手宿舍棟

② 所在地

防府市国分寺町8番2号

③ 施設概要

ア 面積

選手管理棟 2,219.68 m²

1階：777.54 m² 2階：655.65 m² 3階：631.19 m² PH階：155.30 m²

選手宿舍棟 2,717.52 m²

1階：718.99 m² 2階：710.52 m² 3階：613.77 m² 4階：606.57 m²

PH階：67.67 m²

イ 収容人員 約130人

選手管理棟 4人部屋 10室 1人部屋 4室 2人部屋 1室

選手宿舍棟 4人部屋 20室 3人部屋 2室

(3) 業務内容（別紙仕様書のとおり）

(4) 遵守する事項（別紙特記事項のとおり）

(5) 業務期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(6) 提案上限額（単価）

別表1「選手一人当たり宿泊料内訳」のとおり

(7) 業務日数（令和8年6月末現在。全国調整、中止及び順延等により、開催日数及び参加選手数は変更になる場合あり）

別表2 「基本開催日数及び選手数」のとおり

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本公告日から当該契約が締結されるまでの間、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けており、防府市内で第2条第2項に規定するホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業または同条第4項に規定する簡易宿所営業の業務実績を1年以上有している者（共同事業体の場合は、構成員のうち1人以上がこれを取得していること）または役員のうち1名以上が宿泊業に関して1年以上の経營業務の管理責任者として経験を有する者。
- (2) 防府市物品調達等入札参加資格者名簿に登載されている者又は、参加申請書提出時に「6 参加資格申請 書類受付」の②～⑦の書類を提出し、入札参加資格を満たしていると認められる者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続の終結又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。
- (6) 防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者。
- (7) 国税及び防府市税（法人市民税、（個人の場合は市県民税（ともに特別徴収市県民税を含む））、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がない者。（法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、その代表者を含む。）
- (8) 代表者又は個人が防府市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (9) 法人である場合の役員又は使用人若しくは個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。
- (10) (7) 及び (8) に該当する者が条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (11) 他のプロポーザル参加者との間に資本的・人的関係がないこと。

4 実施スケジュール

- | | |
|---|-------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和8年9月1日（火） |
| (2) 現場説明会 | 令和8年9月10日（木） 午後2時 |
| (3) 参加表明書及び資格審査書類提出期限 | 令和8年9月11日（金） |
| (4) 書類審査結果通知（防府市物品調達等入札参加資格者名簿に登載されていない者のみ） | 令和8年9月16日（水） |
| (5) 質問受付期限 | 令和8年9月18日（金） |
| (6) 質問回答 | 令和8年9月25日（金） |
| (7) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年9月30日（水） |
| (8) 審査委員会（プレゼンテーション） | 令和8年10月6日（火） |
| (9) 優先交渉者結果通知 | 令和8年10月中旬 |
| (10) 契約締結予定 | 令和8年10月下旬 |

※日程については、防府市の都合で変更する場合があります。

審査委員会（プレゼンテーション）以降の日程は決まり次第通知する。

5 現場説明会の実施について

- (1) 日時 令和8年9月10日（木） 午後2時（受付：午後1時30分）
- (2) 申込 令和8年9月8日（火）正午までに電話で申込みこと。
- (3) 場所 上記2（2）の履行場所に同じ（受付は、競輪局事務所会議室にて実施）
- (4) 留意事項

現場説明会は任意での参加とする。

なお、説明会では実施要領等を配布しないので、各自持参すること。

6 参加資格申請 書類受付

本プロポーザルへの参加申込み方法は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

- ① 防府競輪場選手宿舎業務委託事業者選定に係るプロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 暴力団の排除に関する誓約書（様式第2号）
- ③ 経営状況調書（様式第3号）
- ④ 使用印鑑届（様式第4号）
- ⑤ 法人にあっては登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し可） 1部
登記事項証明書（履歴事項全部証明書 申請日前3か月以内のもの）
- ⑥ 納税証明書（申請日前3か月以内のもの） 各1部
ア 防府市税の「滞納のないことの証明」（写し不可）
イ 国税で法人税（個人にあっては所得税）、消費税及び地方消費税の「未納の税額のないことの証明」（写し可）
- ⑦ 決算の確定している直近の営業年度に係る決算報告書、貸借対照表及び損益計算書（写し可） 1部
- ⑧ 共同事業体参加届（共同事業体で参加の場合）（様式第5号） 1部

※防府市物品調達等入札参加資格者名簿に登録されている者については①以外の提出は不要。

※共同事業体にあっては上記②③⑤⑥⑦については構成員ごとに提出のこと。④については共同事業体の使用印鑑について提出すること。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年9月11日（金）午後5時まで必着

※郵送の場合は、提出期限内必着とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土・日曜、祝日を除く午前8時45分から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とする。

(5) 提出先

防府市競輪局（防府競輪場内）

〒747-0021 防府市国分寺町8番2号

7 質問及び回答

(1) 質問提出期限

令和8年9月18日（金）午後5時まで必着

(2) 提出書類

質問書（様式第6号）

(3) 提出方法

電子メール又はファックス

メール、ファックス送信後は確認のために必ず電話連絡を行うこと。

※原則、電話口及び口頭による質問には回答しない。

(4) 提出先

防府市競輪局

メールアドレス：keirin@city.hofu.yamaguchi.jp

ファックス番号：0835（22）8552

電話番号：0835（22）1212

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年9月25日（金）までに本市ホームページで公表する。

8 企画提案等

(1) 企画提案項目について

企画提案書の作成に当たっては、仕様書を理解した上で、下記項目の順序、構成で作成すること。また、企画提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすいものとする。

① 事業者の業務実績について（法人または個人（過去の法人従業員）ともに可）

事業者の過去5年間の業務実績がすべて記載された一覧表を提出すること。なお、事業者の業務実績が5年未満の場合、それまでの実績の一覧表を提出すること。（任意様式）

② 業務に対する考え方について

ア 自転車競技法（昭和23年法律第209号）に定める事項及び競輪場執務員に準ずる事項の厳守、また雇用する従業員に対する指導監督方法について。（別紙「防府競輪場選手宿舍業務委託特記事項」を厳守する必要があるが、どのように従業員の指導監督を行うか等）

イ 賠償責任について。（受託業務の起因により、選手並びに競輪開催に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合どのような対処をするか等）

③ 業務運営について

ア 給食に対する基本的な考え方と個別対応について。（選手の給食の重要性に対する考え方、メニューに対する考え方、選手の食欲不振時等の対応、食物アレルギーや禁

止食等偏食についての考え方と対応、選手からのクレーム発生時の対応と防止策等)

※ 提供するメニュー例の提出(夏・冬の朝食・昼食・夕食分のメニュー)

イ 食材の地産地消及び安全性の確保について。(地産地消に対する考え方、食材納入業者の選定方法や納入業者の指導監督方法、食材の安全性の確認方法等)

ウ 従事者の配置計画について。(各部門の配置予定職種及び人数、業務従事者の市内在住者優先雇用、業務別のシフト、業務主任者及び現場責任者の業務及び権限、指揮命令系統の体系図等)

エ 売店業務について。(販売する物品に対する考え方、品揃え(品数、種類)、防府市のお土産品等)

オ 宿舍各部屋内のサービス業務、清掃、風呂の準備について。(寝具(ベッドメイキング含む)・座布団・浴衣及び湯茶の用意、寝具カバー類及び浴衣のクリーニング、清掃・風呂の準備に対する考え方等)

カ 食堂、厨房、宿泊室、風呂等の衛生管理に対する考え方。

(2) 留意事項

- ① 企画提案書はA4版縦、横書き、左上1箇所綴じの印刷物とする。
- ② 企画提案書は指定の様式で提出すること。ただし、事業者の業務実績を別紙とする場合はA4版で必要な枚数とするが、その他の項目については1項目につきA4版1枚の追加を認める。
- ③ 企画提案書は、1者につき1提案とする。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年9月30日(水)午後5時必着

※郵送の場合は、提出期限内必着とする。

(2) 提出先

防府市競輪局(防府競輪場内)

〒747-0021 防府市国分寺町8番2号

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土・日曜、祝日を除く午前8時45分から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とする。

(4) 提出書類

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① 企画提案書(様式第7号-1~5) | 各8部 |
| ② 提供するメニュー例(任意様式) | 各8部 |
| 夏用(5月~10月)、冬用(11月~4月)それぞれで作成のこと | |
| ③ 会社概要(任意様式) | 8部 |
| ④ 旅館業法第3条第1項の規定による許可書の写し | 1部 |

※共同事業体にあつては④については、構成員のうち1社からの提出で可。

※①②③については正本1部、副本7部とし、副本には商号又は社名、代表者氏名等の参加者が特定できる情報は記載しないこと。表紙を添付する場合も同様とする。

- (5) 企画提案書等作成上の留意事項
業務に必要な要件を明記しておくこと。

10 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等提出期間終了後は、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。
- (2) 提出されたすべての企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査等の必要な範囲において、その写しを作成し使用できるものとする。
- (4) 提出された企画提案書等（(3)の複製を含む。）は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

11 プレゼンテーション

- (1) 実施日時・場所
実施日時 令和8年10月中旬
場 所 防府市競輪局（競輪場内）
- (2) 実施時間
40分以内（提案説明30分以内、質疑応答10分以内）とする。
- (3) 出席者
3名以内
- (4) その他
ア プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とする。
イ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

12 選定方法及び審査基準

- (1) 資格審査
提出書類について、この実施要領に記載している応募資格を満たしているかを審査する。応募資格を有するものと認められなかった者の企画提案審査は行わないものとする。
- (2) 選定方法
事業実績、企画提案書、金額、プレゼンテーション等により提案内容を、下記「評価項目一覧表」に基づき、選定委員が評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。
- (3) 選定結果の通知・公表
選定結果は、優先交渉権者選定後、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知する。また、優先交渉権者名及び評価点数を本市ホームページに公表する。
なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じないものとする。
- (4) その他
次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 本実施要領に示した提出に関する条件に適合しない場合

ウ 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

<評価項目一覧表>

	評 価 項 目
①事業者の業務実績について (15点)	過去5年間の業務実績について
②業務に対する考え方について(20点)	ア 自転車競技法に定める事項及び競輪場執務員に準ずる事項の厳守、また雇用する従業員に対する指導監督方法
	イ 賠償責任 受託業務の起因により、選手並びに競輪開催に損害を与え、法律上の賠償責任を負う場合どのような対処をするか等 ※決算の確定している直近の営業年度に係る決算報告書、貸借対照表及び損益計算書の提出
③業務運営について (65点)	ア 給食に対する基本的な考え方と個別対応 選手の給食の重要性に対する考え方、メニューに対する考え方、選手の食欲不振時等の対応、食物アレルギーや禁止食等偏食についての考え方と対応、選手からのクレーム発生時の対応と防止策等
	イ 食材の地産地消及び安全性の確保 地産地消に対する考え方、食材納入業者の選定方法や納入業者の指導監督方法、食材の安全性の確認方法等
	ウ 従事者の配置計画 各部門の配置予定職種及び人数、業務従事者の市内在住者優先雇用、業務別のシフト、業務主任者及び現場責任者の業務及び権限、指揮命令系統の体系図等
	エ 売店業務 販売する物品に対する考え方、品揃え(品数、種類)等
	オ 宿舎各部屋内のサービス業務、清掃、風呂の準備について 寝具(ベッドメイキング含む)・座布団・浴衣及び湯茶の用意、寝具カバー類及び浴衣のクリーニングに対する考え方、清掃・風呂の準備に対する考え方
	カ 食堂、厨房、宿泊室、風呂等の衛生管理に対する考え方
合計 100点	

13 参加者の辞退

参加申込書提出後、都合により本プロポーザルを辞退するときは、速やかに「15 問合せ先及び資料等の提出先」まで連絡の上、参加辞退届（様式第8号）を提出すること。

14 契約手続

- (1) 11 で選定した優先交渉権者と契約交渉を行い、交渉が成立した場合、契約を締結する。
- (2) 仕様書及び提案を受けた内容については、本市と優先交渉権者との協議により、本業務目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更をすることがある。
- (3) 優先交渉権者が応募資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と契約交渉を行う。

15 その他留意事項

- (1) 提案者1者につき1提案とし、提出期限以後の書類の提出、差替え、記載内容の修正、変更及び追加は認めない。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、防府市情報公開条例に基づき、提案書類を公開する場合がある。
- (4) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (5) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

16 問合せ先、現場説明会の申込み先及び資料等の提出先

〒747-0021

防府市国分寺町8番2号

防府市文化スポーツ観光交流部競輪局 担当：長藤

電話番号 (0835) 22-1212

FAX (0835) 22-8552

電子メール keirin@city.hofu.yamaguchi.jp